

I-6 その他の手続（大規模小売店舗の廃止・承継）を行うとき

6-1 大規模小売店舗の廃止の手続

(1) 大規模小売店舗廃止届 [法 6-5] [規則 9]

大規模小売店舗廃止届出書

届出書の様式〈規則様式第 4〉に従って届出書を作成してください。

○提出部数

[要綱 10-1]

届出書は、**2部（正本1部、写し1部）**提出してください。

○提出時期

事前に届出を行ってください。

※届出の公告をもって手続は終了します。

6-2 承継の手続

(1) 承継の手続 [法 11-3] [規則 19]

承継届出書

届出書の様式〈規則様式第 7〉に従って届出書を作成してください。

○添付書類

譲渡、相続、合併又は分割の事実を証明する書類を添付してください。

○提出部数

[要綱 34]

届出書は、**2部（正本1部、写し1部）**提出してください。

○提出時期

承継があった場合、遅滞なく届出を行ってください。

※届出をもって手続は終了します。